

第4回 小樽商科大学 役員会 議事要旨

日 時：平成19年11月26日（月）9：30～9：40

場 所：学長室

出席者：秋山学長，山本理事，和田理事，中村理事

陪 席：土橋監事，奥田副学長，山本事務局長

欠席者：池田監事（陪席）

議事に先立ち，学長より，本日は，急遽，議題が生じたため，役員会を開催することとし，引き続き，拡大5者懇談会を開催する旨発言があり，併せて，11月8日（木）開催の第3回役員会議事要旨の確認を行った。

議題1 就業規則等の一部改正について

（審議資料1-1，1-2）

学長より，本件については，既に9月25日と11月8日開催の本会議において改正に係る基本方針について了承され，また，11月8日開催の経営協議会において給与支給水準の観点から審議し，承認されている旨説明があった。

引き続き，審議資料1-1，1-2に基づき，総務課長より以下のとおり説明後，審議に移り，審議の結果，承認された。

【総務課長：説明要旨】

○ 審議資料1-1について

- ・いずれも国の例にならって規定している。
- ・本学の休暇，休職制度の見直しに伴う就業規則等の改正及び本年の国家公務員給与法改正に準拠した職員給与規程の改正である。
- ・なお，給与規程には，給与法改正の対応に加えて，休暇，休職制度の見直しに伴う基本給と寒冷地手当の半減規定を新設している。
- ・情報では，国の給与法改正法案は，本日開催の参議院本会議において可決，成立の見込み。

○ 審議資料1-2について

- ・非常勤職員の基本給の取扱いについて，就業規則上，条文の改正はないが，参考に掲載しているとおり，就業規則第16条第2項「給与は，労働契約期間中であっても，職員給与規程に規定する給与が改定された場合には，これを改定することがある。」と規定しているので，本年12月1日に在職する非常勤職員の日給額，時間給額を遡及改定し，差額を支給することとしている。
- ・なお，先の役員会においては，本学の嘱託職員と再雇用職員（特任教授）についても同様に改定を行うとしていたが，国の再任用職員について改正が無かったので，今

回の改正案からは外している。

なお、学長より、次回の役員会については、開催する場合、改めて連絡する旨発言があった。